平成２５年（フ）第４号
長崎県松浦市志佐町高野免98番地２　アクシス松浦103号、従前の住所長崎県佐世保市吉井町乙石尾98番地２
債務者　南　　淳一
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月13日午前11時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
長崎県平戸市田平町深月免164番地　市営馬の元団地11号
債務者　近藤百合子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月13日午前10時30分
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
栃木県那須塩原市塩原2583番地　コーサ塩原Ａ－102、前住所栃木県宇都宮市今宮１丁目３番２号
債務者　木村　　進
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１７３号
栃木県宇都宮市下岡本町2115番地13　コーポ永見Ｃ棟101、前住所栃木県宇都宮市中岡本町509番地
債務者　高橋　　仁
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８５号
栃木県宇都宮市針ケ谷１丁目17番35号
債務者　小林美智夫
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５５号
静岡県浜松市中区住吉３丁目16番９号　フォーレスト21―301号
債務者　吉田　　敦
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
長野県佐久市安原763番地１　フレグランス中澤202
債務者　伊勢山直人
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第９７号
長野県佐久市安原763番地１　フレグランス中澤202
債務者　伊勢山美紀（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第２３０号
東京都八王子市館町636番地ケイエヌビル101号
債務者　井上　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７７号
静岡市清水区折戸３丁目11番11号　折戸市営団地1127
債務者　下村　ウメ
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６３７号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　佐藤　英典
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６５３号
大阪府箕面市牧落５丁目12番26号の３
債務者　藤田　百恵
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７号
栃木県小山市西城南２丁目13番地18、従前の住所栃木県小山市駅東通り２丁目38番28号　サンデュエル小山駅東通り901号
債務者　門馬ゆかり
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第３９４１号
東京都墨田区東向島６丁目９―10―302
債務者　長島　勝彦
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部